

令和4年度地域ひとつなぎ事業 実施要綱（活動団体用）

1 目的

本事業では、ボランティア団体やNPO法人等が市町村社会福祉協議会と協働し、地域で孤立しがちな住民等を戸別訪問し、見守り活動を行うことにより地域とのつながりを絶やさず、孤立を防ぎ、安心・安全な地域づくりを目指す活動の強化（拡充）を図るため、その活動にかかる経費の一部を助成する。併せてWITH コロナ、アフターコロナ社会における団体活動の取組内容の把握を行う。

2 助成対象活動

【助成対象団体】

下記の①～④をすべて満たしている団体を対象とする。

- ①令和4年4月1日時点で設立している団体。
- ②府内市町村（京都市を除く）に活動拠点がある団体。
- ③法人格の有無は問わないが、非営利の団体。
- ④下記に示した訪問等の見守り活動を展開する団体。

【助成対象団体】

見守り対象者へ下記の条件をすべて満たすこと。

見守り対象者とは、**高齢、障害、児童、外国籍、ひとり親世帯問わず、地域で生活している見守りが必要な方全て**とする（対象者の中でなら混在可能）。

○見守り対象者（実人数）が**5人以上**であること。

○対象としている方の名簿を作成し、**直接戸別訪問・電話による安否確認等を年10回以上**行うこと。

○活動者間で**定期的な情報の共有の場をもつ**こと（Q&A参照）。

以下の活動は対象となりません。

- 営利を目的とする活動
- 政治又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動
- 特定の個人のみ利益に寄与する活動
- 見守り対象者と直接出会わないまたは会話をしない活動（対象者を定めず、地域をパトロールして見守る活動）
- 行政委託・補助の対象事業または委嘱された活動（ただし、委託・補助・委嘱の範囲外の活動については対象となります）
- 他の助成を受けている活動（ただし、他の助成を受けている活動の範囲外の活動については対象となります）
- 民生児童委員協議会の活動（ただし、助成対象団体が民生委員と協力して行う活動は対象となります）

3 実施期間

令和4年4月1日～令和5年2月28日

4 助成の決定について

申請書の提出後、申請内容を確認の上、助成の決定通知を8月下旬頃に送付します。

5 助成額

助成額は以下のとおり算定するものとする。

【1団体あたりの単価表】

見守り対象者数によって算定します。

対象者数（実数）	単価
5～20名	20,000円
21～50名	25,000円
51名～	35,000円

※1団体につき、1申請となります。

※申請時に見守り対象者の名簿を提出する必要はありませんが、場合によっては求めることがあります。個人情報の保有、管理については、より徹底した管理を行ってください。

6 送金について

決定通知の送付後、各市町村社会福祉協議会を通じて各団体へ送金されます。（9月上旬頃）

※今年度の予算を越えて申請があった場合は、助成額の減額等の措置を講じることがあります。

7 申請方法

- ① 所定の申請書（団体用①②③）
 - ② 団体内のメンバーでの情報共有で活用している書類またはデータ
- 以上2点を、市町村社会福祉協議会へ提出して下さい。提出期限は各市町村社会福祉協議会の示している期日に従って下さい。

8 実績報告書の提出について

令和4年度の事業終了後、所定の実績報告書を各市町村社会福祉協議会へ提出してください。市町村社会福祉協議会への提出期限は各市町村社会福祉協議会の示している期日に従って下さい。

実績報告書に基づいて額の確定を行いますので、実績報告書の提出がない場合等は助成金の返還を求めます。また、実績の内容によってはヒアリング等を実施し、交付額との差額を返還いただく場合がありますので御留意ください。

9 個人情報の取り扱いについて

本申請にあたっては、本会「個人情報取扱規程」に則り適正に管理します。その上で、個人・団体が特定されない範囲で本会事業で使用する場合があります。

10 新型コロナウイルスの対応について

本事業の活用の有無に関わらず、見守り活動団体の皆様におかれましては、活動の際には十分な予防を心がけていただきますようよろしくお願いいたします。

また、本事業においては、個別訪問による見守り活動だけでなく、電話やメール、LINE等による安否確認※も助成対象活動として定めております。現情勢を鑑み、臨機応変に御活用ください。

※メールやLINE等を活用した際に対象となる活動内容、回数の計上方法についてはQ&Aを参照ください。